陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　１４５　号
件　　名	事業用発電パネル税の導入について
要　　旨	メガソーラーは 47 都道府県の８割がトラブルを抱えています。公害化する太陽光発電は想定外の災害が懸念されています。残土、盛土、地震等不測、突発的な事故は予測不能です。 市内に設置されている事業用太陽光発電設備に、標準となる面積１平方メートルにつき税率 30 円のパネル税の条例を作成してほしい。特定の費用に充てるために課することができる、法定外目的税区分です。予測不能な災害だと２次、３次の被害には、設備設置事業所の加入保険から支出されない可能性がある。面積は発電パネルの総面積、課税期間は５年ごとに措置。発電認定容量は協議する。 現状は、国のパネル等の法整備が追いつかず、自治体は対応に苦慮しています。国は危険性のあるエリアを除外する方針を示していますが、市は、促進区域では全て受理しています。 非日常的な災害時の対応が可能であることはもとより、住民の安全性向上と暮らしの不安軽減を優先すべきであり、法定外目的税が必要。パネルは、災害や環境への配慮等が不十分な事業所には厳しい対応、態度で臨み、地域と共生するためにパネル税の導入を求めます。 よって、以下のことを求め陳情いたします。 記 １　ソーラーパネル税を導入するために、法定外目的税の条例をつくること。 ２　予測不能な災害、事故等が発生したら、市はさ迷うことなく地域に補償すること。
付託 年月日 委員会	令和４年２月 17 日　第１項 第２項 ｝ 環境建設常任委員会
受　　理	令和４年２月７日　第 575 号